



彩の国さいたま

<管内関係機関・認定農業者等向け情報誌>

加須農林振興センターだより

発行 埼玉県加須農林振興センター 加須市不動岡 564-1

TEL : 0480-62-4771 FAX : 0480-62-1499

E-mail : g624771@pref.saitama.lg.jp

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0907/>



埼玉県のマスコット
「コバトン」、「さいたまっち」

スマート農業技術は着実に身近になっています（ドローンの活用）

ドローンは作業の省力化・負担軽減技術として期待されており、管内では30台近く導入されています。主に農薬や肥料の散布に利用されていて、使用している生産者は「作業が楽になった」、「適期防除ができる」などのメリットをあげています。一方で、「連続飛行時間が10～15分と短いため、一度に大面積の作業をする場合は多くの予備バッテリーが必要」との意見もありました。

また、ドローンを使用する時はいくつか守らなければならないルールがありますので、注意が必要です。例えば、ドローンによる農薬散布は、国土交通大臣の承認が必要となる飛行形態「危険物輸送」、「物件投下」に該当

します。必ず事前に承認申請を行わなければなりません。申請方法は郵送や持参の他に、ドローン情報基盤システム（DIPS）（<https://www.dips.mlit.go.jp/portal/>）というオンラインで行う方法があります。さらに、令和元年7月26日より国土交通大臣の承認が必要な飛行については飛行情報共有システム（FISS）（<https://www.fiss.mlit.go.jp/top>）での飛行予定の情報を入力することが必要なため忘れずに行います。事前申請以外にも気象条件、農薬の正しい使用方法などの注意が必要です。



▲ ドローンによる除草剤散布



▲ ドローンに関する研修会

加須農林振興センターでは、このようなルールを理解してドローンを使用してもらうために12月22日（火）に北埼玉スマート農業研究会と共催で研修会を開催しました。ドローンマスターズスクールで農業用ドローンの講師を務める森田氏から、航空法などドローンに関する法律やドリフトを防止する散布方法などについて講義を受けました。

加須農林振興センターでは、引き続き関係機関と連携して、適切なスマート農業機械の導入を支援していきます。

緑のヘルシーロード・水と緑のふれあいロードについて

緑のヘルシーロード・水と緑のふれあいロードは埼玉県が整備した自転車・歩行者用道路です。

見沼代用水路や騎西領用水路の改修によって生まれた余剰地を有効活用して整備しました。

サイクリングやジョギング、散策などに気軽に活用され、ウォーキングイベントや通学路としての活用なども含め広く皆様に親しまれています。

当センターでは、ヘルシーロード 17.8km（行田市～鴻巣市～加須市）とふれあいロード 11.2km（加須市）を担当区域とし、両ロードを安全かつ快適に御利用いただくために地域の皆様や学校、各団体による清掃・草刈・植栽等のボランティア活動を支援している他、毎年、保全工事を実施しています。

令和2年度は、6月～11月の期間中、加須市内においてヘルシーロードの維持補修工事、L=250mを実施しました。



▲ 緑のヘルシーロード（令和2年度工事区間）



▲ 水と緑のふれあいロード

【お問合せ】 農村整備部 整備支援・管理担当 TEL0480-62-4578

多面的機能支援推進会議ほくさい地域研修会を開催

11月25日に加須文化・学習センターパストラルかぞ（加須市）にて、令和2年度埼玉県多面的機能支援推進会議ほくさい地域研修会が開催されました。

本研修は例年、県全域の活動組織が一堂に会して行われている研修ですが、今年度は新型コロナウイルス感染リスクの回避のため、各地域ごとに分けて研修が行われました。

今回の研修は、「機械の安全使用について」と「多面的機能支払交付金の事務作業について」の2つのテーマで行われました。前半は、埼玉県農業大学校 研修・就農支援担当課長 堀口和男氏から、草刈り作業中の刈払機による事故例の紹介や使用時における注意点など、映像を使った分かりやすい説明をいただき、またその後は、埼玉県土地改良事業団体連合会 総務部長 近藤慶一氏から、活動を実施する際の記録の取り方や書類作成時の際に間違いやすい事項について説明をいただきました。

コロナ禍での研修となりましたが、33組織 58名の方に御参加いただき、有意義な研修会となりました。

加須農林振興センターではこれからも引き続き地域の活動等支援を行って参ります。



【お問合せ】 農村整備部 整備支援・管理担当 TEL0480-62-4578

スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)対策は予防が肝心!



▲ 成貝



▲ 卵塊

40年位前に南米から持ちこまれたスクミリンゴガイは、水田に水が入り、水温が17℃以上(GW頃)になると軟らかい水稻苗(4葉期、田植後3週間位まで)を食害します。

- 近年、全国で被害が拡大していますので、早めの対策を取りましょう。
- 水稻収穫後、耕うんし、貝を物理的に破砕する他、地表面に掘り起こしたり、用排水路の泥上げをしたりして寒気にさらし、越冬させない。
 - 取水口に5~10mmの網目のネットや網を設置し、水田に入れない。
 - 卵がピンク色の内に水中に落とし増殖を防ぐ(有毒のためゴム手袋等使用)。
 - 田植後2~3週間、水稻苗が4葉以上になるまで水深4cm以下の浅水で管理し、水稻の食害を防ぐ(湛水直播の場合は、播種後2~3週間落水)。

【お問合せ】農業支援部 技術普及担当 TEL0480-61-3911

除草剤が効きにくい雑草「オヒシバ」に要注意!

水田畦畔など、日当たりの良い場所に生える一年生イネ科雑草「オヒシバ」で、一部の除草剤が効きにくい抵抗性「オヒシバ」の発生が拡大しています。同じ成分の除草剤を繰り返し使わない、登録内容をよく確認して農薬を使用するなど、抵抗性を発達させないことが一番ですが、効果的な対策が分かってきましたので、その一例を紹介します。

<オヒシバの対策の基本>

- オヒシバの穂が見えたらすぐに防除する。 ○刈払機で刈り取る。
- カメムシ等を水稻に移さないよう水稻の出穂2週間前までに防除する。
- 同じ成分の除草剤を続けて使わないよう、計画的な除草剤散布を行う。



▲ オヒシバ

<効果的な除草剤散布例>

水稻	畦塗後	出穂2週間前まで	収穫後
オヒシバ	発生前~始	出穂まで	出穂まで
時期	3月頃	6月頃	9~10月頃
除草剤散布例	カソロン粒剤	ダイロンゾル ザクサ液剤	アフターエイドフロアブル (ラウンドアップマックスロード)※
目的	発生抑制	枯死+発生抑制	枯死(残留種子軽減)

※広葉雑草が発生している場合(必要に応じて散布)

表 散布例除草剤の農薬登録適用内容(令和2年12月9日現在)

(10a当たり)

薬剤名(成分名)	作物名	適用場所	適用雑草	使用時期	使用量	散布液量	使用方法	使用回数
カソロン粒剤6.7(DBN)	水田作物(水田畦畔)	水田畦畔	一年生雑草及び多年性広葉雑草(まめ科を除く、スキナ)	秋冬期~春期(雑草発生前~発生始期)	4~6kg	-	全面土壌散布	1回
ダイロンゾル(DCMU)			一年生雑草	雑草発生前~生育初期 収穫30日前まで	200~250ml	100L	雑草茎葉散布又は全面土壌散布	1回
ザクサ液剤(グリホシネートP)			一年生雑草、多年性雑草	収穫7日前まで(雑草生育期:草丈30cm以下)	500~1000ml	100~150L	雑草茎葉散布	2回以内
アフターエイドフロアブル(キザロホップエチル)			一年生及び多年性イネ科雑草(スズメカビビラを除く)	雑草生育期 収穫7日前まで	500~1000ml	100L	雑草茎葉散布	2回以内
ラウンドアップマックスロード(グリホサート)			一年生雑草	収穫前まで(雑草生育期)	200~500ml	50~100L	雑草茎葉散布	3回以内

農薬使用の際は、ラベル表示を必ず確認し、飛散防止・農薬使用記録の記帳に努めましょう。

【お問合せ】農業支援部 技術普及担当 TEL0480-61-3911

農業経営の事業継承を計画的に進めましょう

2020年度の農林業センサスの速報値によれば、全国では基幹的農業従事者の約69.8%が65歳以上となっています。埼玉県でも傾向は同じであるため、農業経営を継続、発展させるためには、適切な時期に後継者を定めて、農業経営の継承を行う必要があります。円滑に継承を行うには、①事前準備、②継承計画の作成、③継承の実行というプロセスを経る必要があります。「経営（経営権、業務執行権）」「財産（お金、農地、機械設備等）」「知的財産（農業技術、ブランド、人材等）」といった観点から慎重に行う必要があります。

家族や組織の構成員だけで課題を整理しきれない場合は、埼玉県の「経営相談所」の仕組みを活用し、税理士や中小企業診断士等の専門家による意見を参考にするのも有用です。

加須農林振興センターが経営相談所の窓口となっていますので、農業経営の事業継承について疑問や聞きたいことなどがありましたら、以下の問い合わせ先に御相談ください。

事業継承のプロセス例

①事前準備

- ・現経営者が現状をまとめ、関係者間の話し合いの上で後継者を決定
- ・話し合いの内容を書面化(重要)
- ・後継者への引継ぎ準備を開始



②計画作成

- ・継承の時期を決める
- ・現経営者の個人資産をどのように活用するのかを明確にする
- ・現経営者と後継者が同意した事業計画を作成



③継承実行

- ・計画に基づき、継承を進める
- ・権利関係の行政手続きなど、必要な事務等を実施する

【お問合せ】農業支援部新規就農・法人化担当 TEL0480-62-3911

埼玉県特別栽培農産物の認証制度について

1 埼玉県特別栽培農産物とは

農薬の使用回数と化学肥料（窒素成分）の使用量を、埼玉県の慣行基準の5割以下に削減して栽培した農産物です。認証は、農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づいて県が独自に行っています。

2 認証の手続き

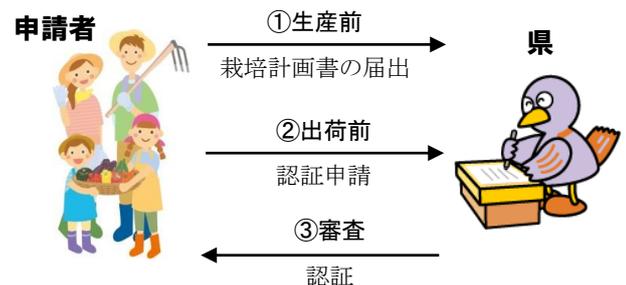
申請の概要は右図のとおりです。

①生産者は、生産開始前に県へ栽培計画書の届出。

J A等による生産状況の確認を受けながら生産する。

②生産者は、出荷前に県へ認証申請。

③県は、農作物に使用された農薬及び肥料の種類・使用状況が基準に沿っているか審査し、認証します。



3 特別栽培農産物の研修会を開催

12月16日JAほくさい主催による職員を対象とした研修会を開催しました。当センター職員が講師となり申請方法等について説明を行いました。特別栽培農産物に取り組む生産者への支援体制がより一層強化されることを期待します。



▲ 研修会の様子(JAほくさい本店にて)



▲ 県の認証マーク

【お問合せ】管理部地域支援担当 TEL0480-61-3404